

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化について

令和8年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

本資料の概要

- 来年度の実証・制度化を見据え検討を進めている、「事業者を跨いだ運行管理業務の一元化の全体像」について、その留意点や他のパターン案に係るご意見を賜りたい。

本資料の構成	概要	該当ページ
これまでの検討の経緯	✓ 同一事業者内での運行管理の一元化や事業者間遠隔点呼の制度化を踏まえ、昨年度より「事業者を跨いだ運行管理業務の一元化」を検討※。 ※昨年度時点では、全ての業務をパッケージで委託することを想定。	P.2～3
本検討の範囲・現行制度の整理	✓ 事業者を跨いだ運行管理業務の一元化として、考えられうる検討の範囲を、事業者の事業・業種等を考慮して整理。	P.4～5
事業者の実態・ニーズ調査結果（概要）	✓ 昨年度アンケート調査にて、「運行管理者数の不足」を感じ、業務によっては一元化ニーズありと回答した事業者に対しヒアリングを実施した結果、「 <u>パッケージでの委託</u> 」ニーズは確認されなかった。 ✓ <u>一方で、一部業務や自社が関連する運行の管理については受委託の可能性が確認された。</u>	P.6
事業者を跨いだ 運行管理業務の一元化の全体像	✓ ヒアリングを踏まえた今後の検討の方針案をご共有。 ✓ 「一部の運行に係る運行管理業務の一元化」について、「 <u>今後制度化が考えられる一元化の姿</u> 」として、具体的なパターンを3つ想定。	P.7～9
今後の予定	✓ 各パターンの制度化ニーズについて、 <u>業態ごとに事業者に対するヒアリングを実施</u> （適宜、事業者ニーズにあわせてパターンを修正）。 ✓ <u>制度化ニーズのある「パターン」について、来年度実証を実施。</u>	P.10
本日の論点	✓ 想定される「パターン」について、その他考えられるものはあるか？ ✓ 今後の調査で事業者のニーズが確認された「パターン」について、来年度実証実験を行うことについて、留意すべき事項等ご意見はあるか？	P.11

これまでの検討の経緯

- 令和6年度より同一事業者内での「運行管理業務の一元化」（他営業所に運行管理業務を実施してもらえる制度）を、令和7年度より事業者間遠隔点呼を本格運用。
- 将来的に異なる事業者間における遠隔での運行管理の実施を視野に、事業者ニーズを洗い出し、制度上の課題を整理したうえで、来年度の実証実験を設計する。

ICTの活用による運行管理業務の高度化の検討シナリオ



自動車運送事業者における運行管理者の負担軽減や慢性的な人手不足への対応の検討の一環として、運行管理業務を他者に委託して実施してもらえる制度、いわゆる「運行管理業務の一元化」の検討を開始。

同一事業者内の一元化（他営業所に運行管理業務を実施してもらえる制度）を令和6年度より本格運用。

事業者間遠隔点呼を令和7年度より本格運用。

依然として運行管理者の負担軽減や人手不足が求められる中、さらなる運行管理業務の高度化と効率化を実現すべく、他の事業者に運行管理業務を実施してもらえる制度を検討

これまでの検討の経緯

- 昨年度は、事業者に対し「運行管理業務の受委託ニーズ調査（アンケート）」を実施し、その結果を第2回WG（昨年度10月）にてご提示。「一部業務のみを委託する場合の仕組づくり」を今後の論点としてご指摘いただいた。
- その後、運行管理者の不足を感じている事業者に対し、追加でヒアリング調査を実施し、運行管理業務の委託ニーズを確認した。（本日結果ご共有）

前回ご提示内容

運行管理業務の受委託ニーズ調査結果 （アンケート結果）ご共有

【委員からのコメント】

- ✓ 運行管理業務の一元化については、全ての業務をパッケージで委託することを想定しているが、アンケートの結果、委託ニーズのある業務とそうでない業務があることが分かった。一部業務のみを委託する場合、どのような仕組みとするかが今後の論点。

- ✓ 選任が必要な運行管理者数によって、受委託のニーズは異なるだろう。

- ✓ 異なる事業者で運行管理業務を委託した場合、法令上の運行管理者数が削減されるといった措置をとらないと、委託ニーズは限定的なのではないか。

本日ご提示内容

運行管理業務の受委託ニーズ調査（ヒアリング）結果ご共有

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化のパターン案ご提示

【WG後の調査検討事項】

- ✓ 「全ての業務をパッケージで委託する想定」について、事業者に対するヒアリング調査を実施。（昨年度11月以降）
- ✓ 「一部業務のみを委託する場合の仕組」について、ヒアリングの結果、委託先事業者との関係性から、3つの一元化パターンが考えられた。

- ✓ 特に「運行管理者数の不足を感じている」事業者を対象にヒアリングを実施。

- ✓ 具体的な要件（選任数緩和等）については、各パターンの制度化ニーズを踏まえ検討予定。

本検討の範囲

- 同一事業者内の運行管理業務の一元化は、令和6年度より制度化されているが、一方で一部事業者において事業者を跨いでの運行管理業務の一元化ニーズが見られている。
- 事業者を跨いだ場合、同一事業内→同一事業内の別種別間→別事業間と、段階的に検討を行う必要がある。

同一事業者内

制度化済み

同一事業・同一種別・別事業者間

本日検討

同一事業・別種別・別事業者間

本日検討

将来的に検討

別事業・別種別・別事業者間

例) A：一般貨物自動車運送事業者

同一事業者内のため、規則や責任関係を明確化しやすい

経営者A

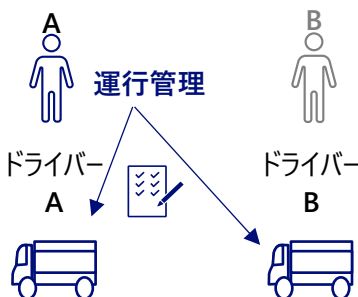
事業者A

営業所A-1

営業所A-2

運行管理者

運行管理者



例) A：一般貨物自動車運送事業者
B：一般貨物自動車運送事業者

事業者を跨ぐと、規則や責任関係の事前の明確化が重要

経営者A

経営者B

事業者A

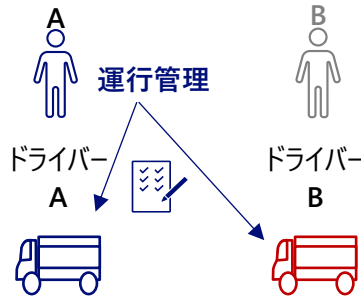
事業者B

営業所A-1

営業所B-1

運行管理者

運行管理者



例) A：一般貨物自動車運送事業者
B：貨物軽自動車運送事業者

更に、業態を跨ぐ場合、法令での規定も異なってくる。

事業者A

経営者C

事業者A

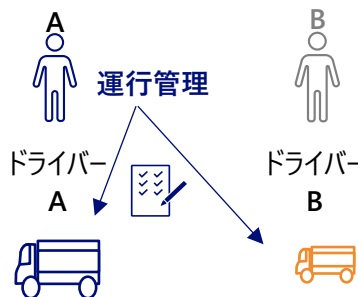
事業者C

営業所A-1

営業所C-1

運行管理者

運行管理者



例) A：一般貨物自動車運送事業者
B：一般乗用自動車運送事業者

将来的には貨物-旅客間での実施検討の可能性も。

経営者A

経営者D

事業者A

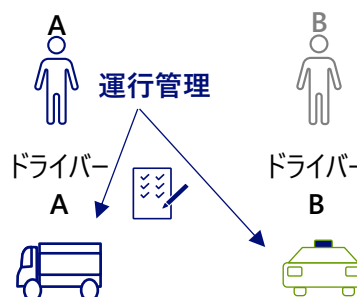
事業者D

営業所A-1

営業所D-1

運行管理者

運行管理者



現行制度の整理

- 現行制度では、運行管理業務は各事業者が各営業所ごとに管理を行うことを原則とした制度となっており、「別の事業者が実施すること」を想定していない。
- 現時点で事業者が、事業者を跨いだ運行管理業務の一元化を実施する場合、実施可能な範囲は同一事業・同一種別の他社との遠隔点呼のみである。

	同一事業者内	同一事業・同一種別・別事業者間	同一事業・別種別・別事業者間	別事業・別種別・別事業者間
業の許可	同一許可	同一事業・同一種別の別の許可	同一事業・別種別の別の許可または届出 (貨物内では一般貨物、軽、旅客内では貸切、乗合、乗用のそれぞれで許可・届出)	別事業の別の許可または届出 (貨物、旅客のそれぞれで許可・届出)
運行管理者の兼務	- 他営業所との兼務は、一元化を実施している場合に可能。 (検討中) <u>自社他業態の場合、同一敷地内かつ必要な資格を有する場合に兼務可能。</u>	<u>他事業者との兼務についての規定なし。</u>	<u>他業態の他事業者との兼務についての規定なし。</u>	<u>他業態の他事業者との兼務についての規定なし。</u>
現行制度で認められる運行管理業務	同一事業者内の運行管理業務の一元化 (制度化済み)	事業者間遠隔点呼に係る管理の受委託 (制度化済み) <u>※受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であることを要件とする。</u> <u>※点呼以外の実施は不可</u>	<u>利用できる規定なし</u>	<u>利用できる規定なし</u>

事業者の実態・ニーズ調査結果(概要)

- アンケート調査にて運行管理者数の不足を感じており、業務によっては一元化ニーズありと回答した事業者について、追加でヒアリング調査を実施。
- 全業務を委託するニーズは確認されなかった一方で、一部業務や自社が関連する運行の管理については受委託の可能性が確認された。

ヒアリング結果 (概要)

運行管理業務を 受委託することへの考え	● <u>一部の業務のみの委託や、自社が関係する運行（グループ会社の運行、委託している運行）の運行管理は、将来的な実施パターンとして考えられるが、全業務を全てパッケージで委託することは考えられない。</u> ● 自社と無関係の事業者の運行に対して、自社が管理責任を負いたいとは思わない。
運行管理業務を 外部へ委託するうえでの 課題点・留意点	● <u>安全性の担保が大前提</u>である。 ● 全てを丸投げするような無責任な事業者を生み出さないよう、<u>事業者間での責任の明確化がされたルール</u>が求められる。 ● <u>受委託をする事業者間で安全意識のレベルに差がある場合</u>、現場では「どこまで言ってよいのか」「そんなこと今まで言われたことはないが・・・」等、戸惑いが生まれる可能性がある。
想定される 一元化の考え方	● 自社と既に関わりのある事業者で、必要な判断が即座にでき、責任関係の明確化ができる事業者であれば、運行管理業務の受委託が考えられる。

ヒアリング結果を踏まえ分析・検討

考えられる 一元化のパターン* *詳細は次頁以降参照	● 「自社が関係する運行の運行管理」としては、次のパターンでの実施可能性が確認された。 ■ <u>既に運行の契約上関係のある「協力会社」との一元化</u>： 運行の「受委託」の関係のある事業者について、運行の委託事業者が、受託事業者の運行管理業務を行うパターン。 ■ <u>既に活用している「共同拠点」を活用した一元化</u>： 配車センターやバスターミナル、集配センター等、既に運行のために「共同拠点」としている拠点に、運行管理業務を一元化するパターン。 ■ <u>自社が所属する「グループ企業間」での一元化</u>： グループとして一体的な経営を進めているものの、別事業者であったり、別業態である事業者について、一元的に集約するパターン。
----------------------------------	--

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化の全体像

- 運行管理業務の一元化には、全業務を対象とするものと、業務を限定したものが考えられるが、ヒアリング調査でのニーズや、安全性の担保の観点から、「全業務を対象とするもの」については、現時点では検討の対象外とする。
- 業務を限定した一元化のうち、指導監督や休憩施設の管理等の「一部業務の委託」についてはニーズが見られるものの、現時点でも事業者の監督の下、専門家等への委託が認められていることから、検討の対象外とする。
- 「一部運行に係る運行管理業務の一元化」については、具体的なパターン、要件等の調査検討を進める。

一元化の検討の全体像

考えられる「一元化」の範囲

全業務を対象とした一元化

法定の運行管理業務の一切を他社に委託する

一部の「運行管理業務」の一元化

「指導監督」「拠点の清掃」などの一部業務の一切を他社に委託する

一部の「運行に係る運行管理業務」の一元化

他社と関わりのある一部運行に係る業務（点呼、運行指示、乗務記録、事故記録等）を他社に委託する

事業者ニーズ

なし

あり

あり

安全性の担保

- 受託者側は法定の「運行管理業務」を一切なくなるため、**事業者としての責任感が薄れる可能性が高い。**
- 安全の確保または事業判断上、迅速な判断を求められた場合、主体となる事業者が判断できず、安全性が確保できない可能性が高い。

- 指導監督や休憩施設の管理等は、事業者の監督の下**現時点でも外注可能。**
- 事業者の監督責任なしの「外注」は、事業者としての責任が薄れる可能性が高い。
- 「各社が必ず自社で実施すべき業務」については、対象外とする必要がある。

- 一部運行に関連する業務のみの委託であれば、迅速性や責任関係について明確化しやすい。
- 業務範囲、緊急時の判断体制、緊急時も含めた責任関係をあらかじめ明確化する必要がある。
- 「各社が必ず自社で実施すべき業務」については、対象外とする必要がある。

今後の検討の方針

現時点では、制度化を想定しない。

現制度上で、実施可能。

安全性が確保されることを前提に、事業者ニーズを深掘り、必要に応じて制度化を見据えた実証を実施、要件*を検討する。

*各社が必ず自社で実施すべき業務や責任関係、体制の構築などのルールの明確化

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化の全体像

- 「一部運行に係る運行管理業務の一元化」については、迅速性や責任関係に関して、あらかじめ明確化しやすいと考えられる（すでに契約関係にある事業者間であるため）ことから、安全性が確保されることを前提に、事業者ニーズを深掘り、必要に応じて制度化を見据えた実証を実施、要件を検討する。

制度化に向け明確化すべきポイント

対象となる事業者の範囲は？

- ・ 「一部運行に係る運行管理業務」について、具体的な他社との関係性を整理する必要がある。
- ・ 事業者へのヒアリング結果を踏まえ、事務局にて次頁以降に示す3つのパターンを想定している。

対象となる業務の範囲は？

- ・ 安全性の観点から、「各社が必ず自社で実施すべき業務」については、対象外とする必要がある。
- ・ 例えば、事前に判断軸（ルール）を定められず、迅速な対応が必要な事項については、要件上での安全性の担保が難しい場合は、対象外とする必要がある。

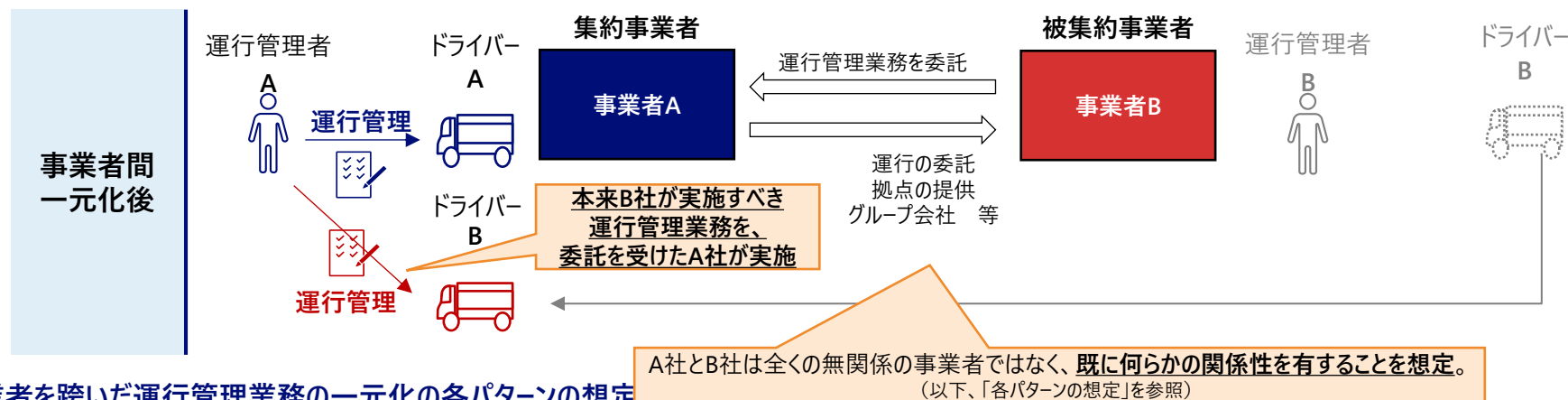
考慮すべき事項は？

- ・ 業務範囲、緊急時の判断体制の他、緊急時も含めた責任関係等の定めなどをあらかじめ明確化する必要がある。

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化の全体像

- 「一部の運行に係る運行管理業務の一元化」は、現時点では事業者間の関係性から3つのパターンが考えられる。
- 現状の運行管理業務に関する規定では、別事業者への委託や別事業者との運行管理者の兼任等を原則として想定しておらず、一元化を可能とするためには、その明記が必要となる。
- また、将来的には業態を跨ぐ運行管理業務の一元化も考えられるところ、現時点では別事業者への委託等の想定はないため、運行管理者の資格、事業者の届出等も含めた要件の検討が必要不可欠となる。

事業者を跨いだ運行管理業務の一元化のイメージ（各パターン共通）



事業者を跨いだ運行管理業務の一元化の各パターンの想定

対応する事業者のニーズ仮説

パターン①

運送契約のある「協力会社」との一元化

- ・ 業務を委託している運行については、現時点でも運行指示や記録の共有を依頼しているが、下請法の関係でどこまで依頼できるかが悩ましい。

パターン②

「共同拠点」を活用した一元化

- ・ 既に共同拠点として活用している拠点・組織があり、そこに運行管理業務を一元化して効率化を図りたい。

パターン③

「グループ企業間」での一元化

- ・ 自社グループ会社について、経営層や従業員同士も顔見知りなのに、事業者としては別事業者であるため、個別に運行管理をしなければならず非効率。

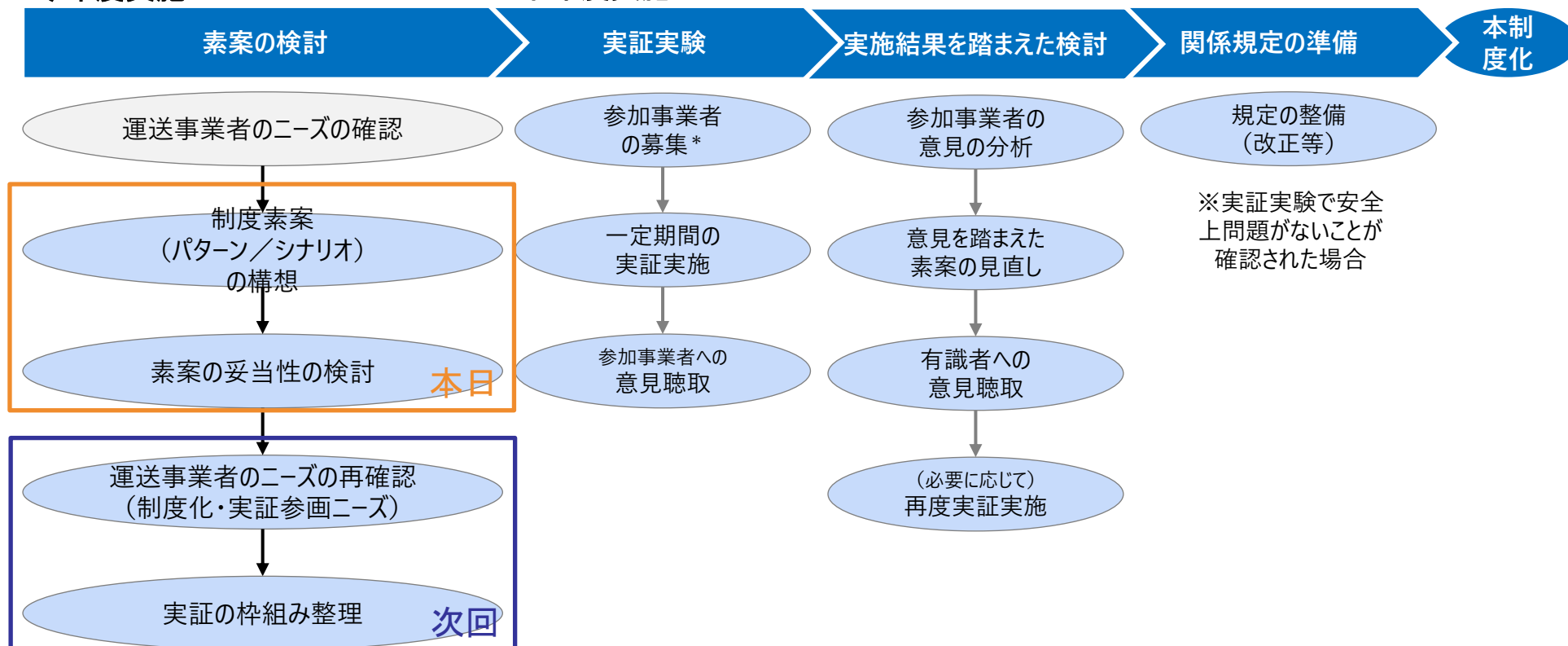
今後の予定

- 事業者を跨いだ運行管理業務の一元化は、各社の状況によりニーズのある「パターン」や具体的な「シナリオ」が異なると想定されることから、現在想定している「パターン」「シナリオ」をベースに、運送事業者に対し制度化・実証参画のニーズを確認する。ニーズを有する事業者を対象に、各社の課題解決に資する形に「パターン」「シナリオ」を再構築し、実証の枠組みを整理する。
- 次回WGでは、事業者ニーズのあったシナリオ及びその実現のための要件案についてご確認いただくとともに、実証実験開始をご了承いただく予定。

本制度化までの流れイメージ

今年度実施

来年度実施



本日の論点

論点 事業者を跨いだ運行管理業務の一元化について

事業者へのニーズを踏まえ構想している「一元化の3つのパターン」について、
その他に考えられるパターンはあるか。(P.6, 9)

事業者の制度化・実証ニーズが確認された「パターン」について、
来年度実証実験を行うことについて、留意すべき事項等ご意見はあるか(P.6~10)